

# 伊勢市公立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和4年4月7日

令和5年4月1日改訂

## 1. 基本的な感染症対策の実施

感染対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下のような取組を行うこと。

### (1) 感染源を絶つこと

- ・児童生徒、教職員の毎朝の検温及び発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状の確認（健康観察票など）。

登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状の確認。

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる児童生徒、教職員等については、自宅で休養させることを徹底すること。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取る。
- ・同居家族に発熱等風邪症状が見られる児童生徒を把握した場合には、特に感染予防対策を講じたうえで教育活動を行う。（登校を控える必要はない）※ただし、地域で感染がまん延している場合、同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられるときには、出席停止の措置を取ることもできる。
- ・欠席児童生徒への電話での健康状態の確認。
- ・1日をとおしての健康観察による健康状態の把握。
- ・登校時に発熱等の風邪症状が見られた場合、当該児童生徒等を安全に帰宅させるとともに受診を勧め、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。

### (2) 感染経路を絶つこと

- ・手洗いの徹底

外から教室等に入る時、トイレの後、給食の前後、共有物の使用前後、掃除の後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ時

- ・咳エチケットの徹底

咳やくしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側を使って、口や鼻をおさえる。

- ・学校医・学校歯科医・学校薬剤師などと連携した保健管理体制の整備

- ・良好な環境衛生の保持

清掃により清潔な空間を保つ。

多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなどの1日1回程度消毒をする。

※「消毒」は、「医薬品、医薬部外品」の製品に記され、「医薬品、医薬部外品」以外の製品には「除菌」と記されているが、「除菌」と記載された製品でも実際には細菌やウイルスを無毒化できる製品もある（一部の洗剤や漂白剤など）。

ここでは、細菌やウイルスを無毒化することを「消毒」として記載する。

- ・用具や物品を共有する際は、前後の手洗いを徹底する。

### (3) 抵抗力を高めること

- ・免疫力を高めるため十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

## 2. 集団感染のリスクへの対応

3つの条件（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発生する密接場面）が同時に重なる場を避けることはもちろん、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため下記の対応を実施する。

### (1) 換気の徹底

- ・休み時間毎（小学校45分、中学校50分毎）10分間の換気。2方向のそれぞれ1つ以上の窓を広く開けて換気する。
- ・授業中も2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開けておくことが望ましい。
- ・窓のない部屋は、常時入り口を開けておく。
- ・常時換気の場合は、廊下側と窓側の窓を対角に開け、窓を開ける幅は10cmから20cm程度を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も行う。また、廊下の窓も開けるようにする。
- ・エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は行う。
- ・学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。
- ・冬季においても、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期であるので、常時換気に努める。
- ・冬季の換気において、室温低下による健康被害防止のため、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。
- ・冬季においては、室温が下がりすぎないように、空き教室を活用した二段階換気も活用する。
- ・効果的な換気に取り組むため、適宜学校薬剤師等の支援を得たり、二酸化炭素濃度ができる限り1,000ppm相当になるよう、CO2モニターにより二酸化炭素濃度を計測したりする。
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保する。

### (2) 身体的距離の確保

- ・授業等の活動場面において、児童生徒等の間隔を可能な限りとり、座席間にも触れ合わない程度の距離を確保するようにする。
- ・集会等多くの児童生徒等の集まる活動については、換気を十分に行い児童生徒の間隔を可能な限り取り、座席間にも触れ合わない程度の距離を確保する。またICT機器を利用する等の開催方式の工夫も検討する。

### (3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

- ・学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とする。
  - ・登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、マスクを着用することが推奨される。
  - ・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることなどから、そういった者にマスクの着脱を強いることのないようにする。
  - ・児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう、適切な指導をする。
  - ・新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにする。
  - ・咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導する。
  - ・学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、「(5) 各教科の指導における感染症対策について」に示すような一定の感染症対策を講じることが望ましい。（部活動等において同様の活動を実施する場合も同様）
- 「感染リスクが比較的高い学習活動」（「(5) 各教科の指導における感染症対策について」参照）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・「<u>児童生徒が対面形式となるグループワーク等</u>」</li><li>・「<u>一斉に大きな声で話す活動</u>」 <span style="float: right;">【各教科等共通】</span></li><li>・「<u>児童生徒がグループで行う実験や観察</u>」 <span style="float: right;">【理科】</span></li><li>・「<u>児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏</u>」 <span style="float: right;">【音楽】</span></li><li>・「<u>児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動</u>」 <span style="float: right;">【図画工作、美術、工芸】</span></li><li>・「<u>児童生徒がグループで行う調理実習</u>」 <span style="float: right;">【家庭、技術・家庭】</span></li><li>・「<u>組み合ったり接触したりする運動</u>」 <span style="float: right;">【体育、保健体育】</span></li></ul> |
|--|

- ・儀式的行事の場面においても同様であり、国歌・校歌等の斉唱や合唱時、いわゆる「呼びかけ」を実施する時等も含めて、児童生徒や教職員のほか、来賓や保護者に対しても、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ・国歌・校歌等の斉唱や合唱時、いわゆる「呼びかけ」を実施する時には、「(5) 各教科の指導における感染症対策について」に示す一定の感染症対策を講じることが望ましい。

#### (4) 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について

##### 登校の判断

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をする。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等の登校に当たって、学校は、事前に受け入れ体制や医療的ケアの実施方法などについて、学校医等に相談し、十分安全に配慮する。

##### 医療的ケアの実施にあたっての注意事項

- ・「1ケア、1手洗いまたは手指消毒」「ケア前後の手洗いまたは手指消毒」を基本とするとともに使い捨てゴム手袋の使用を徹底する。
  - ・医療的ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたはアルコールを含んだ手指消毒液による手指消毒を実施する。
  - ・医療的ケアの開始時に、手洗いまたは手指消毒をした後は、自身の顔（目・鼻・口）や髪などを触らないように注意する。
  - ・給食前に、給食の介助を行う教職員及び児童生徒に対し、液体石けんと流水による手洗い等の実施を徹底させる。
  - ・児童生徒と長時間密接しすぎないように、安全に配慮しつつ適切な距離を保つことを意識したケアに取り組む。
  - ・吸引器、加湿器、カート等共有する物品の消毒を徹底する。
  - ・本人の体調管理を行い、体調管理、発熱等の早期発見、早期対応を行う。
- ※参考「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について（令和2年6月19日付け事務連絡）」

#### (5) 各教科の指導における感染症対策について

下記における「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、以下に示すような一定の感染症対策を講じることが望ましい。

##### 【各教科等共通】

- ◇「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」
  - ・気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること。
  - ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること。
  - ・少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること。
- ◇「一斉に大きな声で話す活動」
  - ・気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること。
  - ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること。
  - ・近距離で向かい合っでの発声は控えること。

## 【理科】

### ◇「児童生徒がグループで行う実験や観察」

- ・気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること。
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること。
- ・少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること。
- ・共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること。

## 【音楽】

### ◇「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」

- ・教室の構造や周囲の状況も踏まえた上で、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること。
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること。
- ・体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っただけの歌唱は控えること。

## 【図画工作、美術、工芸】

### ◇「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」

- ・気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること。
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること。
- ・少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること。

## 【家庭、技術・家庭】

### ◇「児童生徒がグループで行う調理実習」

- ・気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること。
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること。
- ・少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること。
- ・共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること。
- ・試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じること。

## 【体育、保健体育】

### ◇「組み合ったり接触したりする運動」

- ・屋内で実施する場合には、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること。
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること。
- ・大声での発声は控えること。
- ・見学や休憩時等には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声は控えること。

また、これらをはじめとする学校教育活動を実施する場合に、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に対してマスクの着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、着用を強いることのないようにする。

そのほか、以下の点にも留意する。

- ・医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。
- ・特別支援学校等における自立活動については、教師と児童生徒等や児童生徒等同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられるため、適切な配慮を行った上で実施すること。

## (6) 学校行事における対策

### <感染症対策>

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状のある者は参加を控えるよう徹底
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨など
- ・アルコール消毒薬の設置、こまめな換気の実施など
- ・可能な範囲で会場の椅子の間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離の確保
- ・国歌・校歌等の斉唱や合唱時、いわゆる「呼びかけ」を実施する時等には、体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保すること

### <開催方式の工夫の例>

- ・ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催（参加者の一部は別会場にて、ウェブ会議システム等で双方向のやりとりを行ったり、式の様子を視聴したりするなど）
- ・来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないほか、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮についても必要なし
- ・卒業式等の終了後に保護者や教職員等が参加するいわゆる謝恩会等の懇親の機

会が設けられることも想定されるが、そうしたことに関しては、必要に応じて主催者に対し、飲食について地域において求められている感染症対策について留意を促すことも検討する。

- ・儀式的行事のほか、運動会等の体育的行事や文化的行事その他の学校行事（遠足・集団宿泊的行事を除く。）についても同様であり、それぞれの意義等を踏まえつつ、適切な対応を講じていく。

## (7) 修学旅行及び校外学習等について

### 1 目的地及び見学地について

- (1) 修学旅行については、児童生徒や保護者に安心できるものとなるよう、旅行業者や PTA 役員等と連携し、感染症対策を徹底するとともに、保護者説明会などをおして安全面に関する対応について丁寧に説明する。また、一般社団法人日本旅行業協会が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（令和5年3月10日、第7版）」等を参考にしつつ、旅行業者等と連携して、それぞれの実情に応じて対応する。なお、必要に応じて、伊勢市教育委員会学校教育課と相談する。
- (2) **修学旅行の目的地及び見学地の選定については、目的地域内の感染状況を踏まえて判断する。目的地の感染状況を把握し、感染状況によっては、行先変更・中止の検討を行う。**
- (3) 換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集する場所、近距離での会話や発声といった状況が発生しないように、換気や会話の抑制、人と人との距離の確保等、最大限の注意と配慮を行い、旅行をするよう留意する。
- (4) 目的地の感染予防対策について確認し、予防対策を十分に行う。

### 2 実施時期について

目的地の感染状況を踏まえ、実施時期を決定する。

### 3 実施中の留意点

#### (1) 全般について

- ・団体行動中は、可能な限り人と人との距離をとる。
- ・手洗い・消毒の場所を増やし、定期的・計画的に行う。

#### (2) 集合場所について

- ・集合場所や解散場所は可能な限り解放した広い場所とする。
- ・集合の方法、隊形、学級や列の間隔など密集密接を避け、余裕を持たせるようにする。
- ・集合場所での指導、連絡等は短時間で行うようにする。

#### (3) 移動について

- ・車内の座席間において触れ合わない程度の距離が取れないなど、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、マスクを着用することが推奨される。また大声での会話を避けるようにすると

ともに、こまめに換気をする。

- ・サービスエリアで休憩をする際は、密にならないように注意し、使用後また乗車前に手指消毒を徹底する。

#### (4) 食事について

- ・食事前後の手洗い・消毒を徹底し、食器類の共用を避ける。
- ・適切な換気を確保する。
- ・座席は、飛沫が飛ばないように対面を避けるか、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒等の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、黙食は必要としない。
- ・大声での会話は控える。
- ・室内で昼食をとる場合、食事場所へは事前に定期的な消毒と換気を依頼しておく。

#### (5) 見学や体験活動について

- ・密集密接を避けて混雑しない見学先を選択したり、グループ別に見学したりするなど工夫する。
- ・体験活動を実施するときは、換気・消毒等の感染対策を徹底する。
- ・調理を行う等、「感染リスクが比較的高い活動」の実施にあたっては、「(5) 各教科の指導における感染症対策について」における感染症対策を講じる。

#### (6) 体調管理について

- ・出発~~2週間~~前前から、体調の管理に十分配慮するよう事前指導を行う。
- ・発熱や体調不良がある場合は旅行を控えるよう指導する。
- ・実施当日も、朝の検温を実施し、体調不良者への対応を適切に行う。

### 4 延期・中止の決定

- (1) 県内や目的地等において、「緊急事態宣言」（三重県独自の緊急警戒宣言等、緊急事態宣言に準じるものも含む）が発令されている、または「まん延防止等重点措置」が適用されている場合は、延期・中止または行き先~~を~~変更を検討する。

- (2) 県内や目的地の感染者が増加するなど、学校長及び市教育委員会が延期・中止または行き先を変更することが望ましいと判断したときは、延期・中止または行き先を変更する。

※延期や中止によりキャンセル料が発生する場合は、教育委員会事務局に連絡する。

### 5 その他

- (1) 県外・県内等、感染状況により行先の制限等の変更をすることがある。
- (2) 現地で体調不良者が出た場合の対応について、事前に現地の病院や保健所等に十分に確認を行い、対応方法を検討しておく。

(3) 万一中止になった場合のキャンセル料等について、旅行会社やバス会社と相談をしておく。

(4) 遠足・社会見学実施届は実施10日前までに提出し、新型コロナウイルス感染予防対策についても明記すること。

#### (8) 掃除における感染症対策について

- ・適切な用具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ・床は通常の清掃活動の範囲で対応する。トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃する。特別な消毒作業は必要ない。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、良好な衛生環境を保つために、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回程度、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除等で代替えることもできる。
- ・器具・用具や清掃道具などの共用物を使用する前後、清掃活動の前後で手洗いを徹底する。

#### (9) 給食等における感染症対策について

- ・学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。
- ・給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかどうかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ・給食時、手洗い・消毒を徹底する。
- ・座席は、飛沫が飛ばないように対面を避けるか、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒等の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、黙食は必要としない。
- ・給食後に、学校で歯磨きを行う場合は、飛沫が飛び散らないよう、注意しながら行うとともに、児童生徒がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うように指導する。

#### (10) 部活動における感染症対策について

- ・生徒等に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる時は、部活への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- ・顧問や部活動指導員は、生徒の健康・安全の確保のため、活動内容ができる限り感染リスクが低くなるよう指導する。

- ・部活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意する。
- ・体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。
- ・部室の使用にあたっては、「3つの密」を可能な限り避ける。また、使用する用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしない。
- ・道具等を共有した時や部活動前後の手洗いを徹底する。
- ・大会やコンクール参加にあたっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じる。
- ・練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施にあたっては、地域の感染状況を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じる。
- ・新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、部活動の活動内容等に応じて、生徒に対してマスクの着用を促すことも考えられるものの、その場合においても、着用を強いることのないようにする。

#### (1 1) 海外から帰国した再入国した児童生徒への対応

- ・政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている児童生徒は、当該待機の期間を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校をみとめるものとする。

### 3. 学校で感染者が発生した場合の臨時休業等について

- ・学校関係者で感染者が発生した場合又は濃厚接触者に特定された場合、別添「（令和5年3月31日修正版）新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒・教職員の出席停止（出勤停止）及び学級等閉鎖の考え方」を基本としながら、教育委員会（学校教育課）と相談して臨時休業期間を設定する。
- ・同居家族が濃厚接触者と特定された場合や抗原（定量・定性）検査・PCR検査を受けることになった場合には、特段登校を控えることを求める必要はない。（教職員についても同様とする。）

### 4. 新型コロナワクチンについて

- ・予防接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づき受けるべきこと、また、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに鑑み、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないよう指導する。

(参考)

○人権学習指導資料「知っておこう！新型コロナワクチン接種に関すること」  
(三重県教育委員会 令和3年8月発行)

○新型コロナワクチンについて知ろう！

(三重県医療保健部感染症対策課 令和3年11月発行)

- ・医療機関等の学校外における実習の場合など、何らかの理由で生徒等の予防接種歴を把握する必要がある場合には、情報を把握する目的を明確にし、本人や保護者の同意を得たうえで、他の生徒等に知られることのないよう把握の方法を工夫するなど、個人情報としての取扱いに十分留意する。

## 5. その他

### (1) 児童生徒の心のケア等に関すること

- ・学級担任や養護教諭等を中心にきめ細かな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応する。
- ・臨時休業、感染者、濃厚接触者となり登校を控え、その後登校した児童生徒については、学習や友人関係等について不安を抱えることが想定されることから、担任を中心に養護教諭等と連携し、ホームルームや休み時間等に丁寧な観察や見守りを行うとともに、専門的支援が必要な場合は、スクールカウンセラー等とも連携し、一人ひとりに寄り添った対応をする。
- ・上記のような臨時休業及び出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、オンライン授業の実施や課題の配信、家庭学習を適切に課すこと等必要な措置を講じるなど配慮する。
- ・新型コロナウイルス感染症に起因する偏見、差別については、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことを通じて、偏見や差別が生じないように指導する。
- ・学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である児童生徒が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならないよう、次のことに取り組む。
  - 感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではないことを踏まえ、個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害や誹謗中傷等は断じて許されないことを指導する。
  - SNS等での不確かな情報や根拠のないデマ等に惑わされることなく、確かな情報に基づき行動できるよう、情報モラル教育を徹底する。

## (2) 出席停止等の扱いについて

指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入するもの	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染が判明した者</li> <li>・感染者の濃厚接触者に特定された者</li> <li>・学校で感染者と接触があった者のうち、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした者等</li> <li>・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる者（※1）</li> <li>・新型コロナウイルスワクチン副反応により休む場合</li> </ul>
	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでない判断された場合</li> <li>・保護者や本人が感染予防のために欠席させたいとの希望があり、適切であると学校長が判断した場合（※2）</li> <li>・新型コロナウイルスワクチン接種により休む場合</li> </ul>

※1：「児童生徒の同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合」については、自宅待機を依頼する必要はないが、地域で感染がまん延している場合、同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられるときには、出席停止の措置を取ることができる。

※2：感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等については、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合とする。

- ・上記のような出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって学習に著しい遅れが生じることのないように、可能な限りオンライン授業の実施や課題の配信、家庭学習を適切に課すこと等必要な措置を講じるなど配慮すること。

### (3) 教職員の感染防止対策について

- ・教職員については、自身の発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状の確認を徹底し、症状が見られる場合は、自宅で休養する。
- ・職員室等において可能な限り他者との間隔を確保し、会話の際は、できるだけ真正面を避ける。
- ・教職員の食事の場面においても、飛沫を飛ばさないよう適切な換気の確保、大声での会話を控える、机を向かい合わせにしない、などの対応を工夫する。向かい合わせにする場合には一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ない。
- ・職員会議等を行う際は、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、電子掲示板、オンライン会議システム等を活用する工夫をする。
- ・感染リスクの高い場所へ行く機会を減らす。